



タイ国 法律改訂情報 Vol. 95 (2018年11月15日発行)

皆様こんにちは。今月のタイ国法律情報は、『金銭の受領と退職～金銭を受領することを条件に退職した場合は解雇では無い』についてお送り致します。2015年から泰日経済技術振興協会(通称:ソーソー)で労働法の講師をしております。その際に、最も多い質問が「解雇」についてです。タイにおいても日本と同様、解雇は重い処罰ですが、出来るだけ労使トラブルは避けたいものです。今回のトピックは、解雇に際し一つのヒントになるかと存じ配信することに致しました。

金銭の受領と退職

～金銭を受領することを条件に退職した場合は解雇では無い～

(最高裁判例:4751/2556)

《原告》社員 A

《被告》会社 X

社員 A は違反をしていないにもかかわらず会社 X が社員 A を解雇したと訴えた。しかしながら、会社 X は次の通り供述した。

『社員 A は自らの意思で退職した。会社は月給分の金銭、時間外勤務手当を支払い、かつ支援金として 16,815 バーツを支払った』

労働裁判所は、事情聴取を行い、以下を確認した。

第三者である社員 B(人事部長)は、社員 A に対し「自ら退職すれば経歴に傷が付かないため自主退職してはどうか?」と打診した。それに対し社員 A は「何も違反をしていない」と答えた。社員 A の返答を聞き、社員 B(人事部長)は、違反内容を記載した解雇書類を社員 A に読み聞かせた。この行為は会社 X が社員 A を解雇したものとみなされる。

その後、社員 B(人事部長)は社員 A と話しをし、2 か月分の支援金の支払いを提案した。社員 A は、月給分の金銭、時間外勤務手当等を追加して支払うよう会社 X と交渉した。会社 X が金額を計算し、提示された金額に社員 A も反論しなかった。

社員 A は自ら退職届に署名し、会社 X から金銭を受け取った。

したがって社員 A 自らの意思で、現在抱えている係争、および解雇により、今後生じるであろう係争事項を終結した。また法律に基づく権利を放棄したとみなす。

よって社員 A の訴えを棄却する。

社員 A は再審を請求した。最高裁判所は以下の通り判断した。

会社 X は、社員 A に退職届に署名をし金銭を受け取るよう脅迫はしていない。したがって双方が承諾し、社員 A 自らの意思で現在抱えている係争、および解雇により今後生じるであろう係争事項を終結した。また法律に基づく権利を放棄したものとなる。

社員 A の再審請求は、労働裁判所の証人証拠聴取における裁定に反する再審請求であり、法律事項について争うための事実関係についての再審請求である。事実関係についての再審請求は労働訴訟法 54 条により禁止されている。

【解説】

1. タイは自主退職の場合は「退職金」がありません。退職時に会社側が労働者に金銭を支払うのは、「会社都合による退職」、要は解雇のみです。解雇は 2 パターンあります。

- ①解雇補償金を支払っての解雇。
- ②なしの解雇。(原則、労働者保護法 119 条違反)

2. 「お金を貰うことを合意し自ら退職届けを提出するのは解雇ではない」。『お金を貰う＝今後予想される争いを避けた＝訴訟の権利を放棄した』となります。

【お断り】

各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日の発行です。

今回は、2018 年 12 月 20 日(木)です。

【発行者】TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntans@tjprannarai.co.th

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

~~~~~

★ご好評頂いている“エッセイ”が、**タイ語・日本語の2言語でダウンロード**できるようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

## 【お知らせ】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

労働法勉強会のお知らせです。タイ国労働関連法のセミナーで全3コースの3回目の講義です。

3回の講義により、タイの労働法を体系的に学ぶ事が可能です。またタイと日本の法律の違い、法解釈、法律と実務の矛盾などもご紹介していきます。

1回目：10月4日(木)「就業規則を見直そう～労働法の基礎を学ぶ」 <終了>

2回目：11月8日(木)「労使間の契約書と労使紛争」 <終了>

**3回目：12月6日(木)「解雇～事例・判例」**



本コースにご興味がある方は、下記までお問い合わせ下さい。  
主催・泰日経済技術振興協会までお問い合わせ下さい。

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

## 【新入社員のご紹介】

高坂 康裕(こうさか やすひろ)と申します。

10月よりコーディネーターとしてTJPに入社しました。

奈良県出身で大学は関西大学商学部を卒業しております。卒業後、3年間京都市内のホテルにてホテルマンとして勤務後、幼児教育分野に興味を持ち、保育士資格取得後、日本の保育園で5年、タイの幼稚園で3年従事しました。その後、教育分野での経験を活かし、タイ人実習生を日本へ送り出す仕事に就き、現在に至ります。

2018年1月よりチュラロンコン大学・文学部インテンシブタイ語コースに入学し、タイ国の文化・歴史・経済・社会など幅広い知識を学修することができました。

今までの経験を活かしながら、愛するタイ国の発展のために貢献して行く所存です。



# タイで成功するためには必携

新刊



## タイ国 関税法 投資奨励法

**関税, BOIはこれ1冊でOK**

- 2017年関税法
- 1977年投資奨励法
- 法律用語集

日本語-タイ語対訳

指差しで日タイ相互理解が可能



## タイ国 ビジネス法規集 (2017年度・最新版)

**日本人が知るべき基礎的な法律を1冊に集約**

- 【収録法令】
- 外国人就労管理 緊急勅令
- 会社法
- 公開株式会社法
- 工場法

## タイ国 労働法 (2017年度・最新版)

**知っている、知らないとでは裁判になってからでは遅い**

- 【収録法令】
- 労働関係法
- 労働災害補償金法
- 労働者保護法
- 労働裁判所設置
- 労働訴訟法



## タイ国 国税法 (2016年度・最新版)

**新たな法改正を収録した最新版**

- 【収録法令】
- 付加価値税 (VAT)
- 所得税
- 事業税

## 「タイ国 労働判例集 1 (130選)」

- 実際に発生した労働訴訟を14ケースに分類して収録。

(日本語のみ)



## タイ国 業務安全・衛生・環境法、危険物法

**安全・環境・危険物 これ1冊でOK**

- 【収録法令】
- 危険物法
- 業務安全・衛生・環境法
- 危険有害物質の安全・衛生関連規定

TJプランナライ リクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42. Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: jpntrans@tjprannarai.co.th

# TJP サービスのご案内

## 通訳者派遣

半日から対応が可能です。  
経験豊富な日本語能力検定N1  
取得の通訳者が対応します。  
商談、訴訟、技術研修、会計監査、  
M&Aなど難易度が高い案件の  
対応可能です。  
他言語についても対応可能です。

## 翻訳

日本語・タイ語・英語・中国語の  
相互翻訳を行っております。  
契約書、覚書、法規関連文書から  
マニュアルや仕様書まで多岐に  
渡ります。  
翻訳経験10年以上のベテラン  
翻訳者、スペシャリストが対応いたします

## 労働法勉強会 (主催：泰日経済技術振興協会)

月1回(合計3回)、労働法の勉強会  
を行っております。  
体系的に労働法と実務を学ぶ事  
が可能です。

## 定型フォーマットの販売

「雇用契約書」「警告書」「退職届」  
「解雇通知書」「給与証明」  
など9種類のフォーマットを揃え  
ております。

## 各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイ  
アウト作成。  
カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト  
(配布用資料)のデザイン など

## タイ国法律情報 (毎月第3木曜日発行)

タイの法律は改定が多く、  
情報の変更が頻繁です。  
その法律の改定をタイムリーに  
お届け致します。

## お問い合わせ

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.  
TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)  
HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>